

募 集 要 項

本実施要項は、令和8年度おおいた和牛需要喚起デジタルスタンプラリー事業委託業務に係る委託先の選定に関し、企画提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定めるものである。

提案競技に参加する者は下記の事項を熟知の上、参加しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記「9 連絡・問合せ先」に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 契約に付する事項

(1) 業 務 名

令和8年度おおいた和牛需要喚起デジタルスタンプラリー事業委託業務

(2) 履行場所

大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県農林水産部 畜産振興課 企画流通班

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(4) 業務概要

別紙「仕様書」による

(5) 限 度 額

26,361,302円（消費税を含む。）

(6) 著作権等

仕様書による。また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

(7) 再 委 託

本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的かつ必要最小限の範囲で、事前に県と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

(8) 主なスケジュール

公示・質問受付開始	: 令和8年5月13日(水)
質問受付締切	: 令和8年6月3日(水) 17時まで
提案競技参加資格確認申請書提出締切	: 令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)
提案書提出締切	: 令和8年6月17日(水) 17時まで(必着)
審査委員会	: 令和8年6月25日(木)(予定) ※変更する場合あり
審査結果通知	: 令和8年6月29日(月)(予定) ※変更する場合あり
委託契約締結	: 令和8年7月上旬

2 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者であること。

(3) 令和7年度までに、元請けまたは他企業と協働で①デジタルを活用した参加型キャンペーン、またはそれに類する仕組みを伴う事業の企画・運営実績を有すること。②冊子(書籍、広報誌、特集冊子)の企画から編集、デザイン、入稿までを一貫して実施した実績を有するとともに、次の各項目に該当すること。なお、業務については単一の契約に①②の全てが含まれていない場合でも、複数の契約で①②それぞれの実績が確認できれば要件に該当するものとみなす。

ア 本業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

イ 県から要請があった場合、2日以内に担当者等の派遣が可能な者であること。

ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

エ 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 個人情報の取り扱いについて、事業終了後に廃棄することができる者。

3 提案競技の参加手続

本件への参加を希望する者は、「参加申込書（別紙様式1）」及び下記の「(2) 資格審査書類」を e-mail で提出すること。件名は「(提案競技参加申込) 令和8年度おおいた和牛需要喚起デジタルスタンプラリー事業委託業務」とすること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

- (1) 提出場所 上記1の(2)の履行場所
- (2) 提出期限 令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参、郵送または電子メール
- (4) 提出書類

ア 資格審査書類

- (ア) 参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
 - (イ) 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。）
 - (ウ) 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（写し可。）
- イ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。
- (ア) 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
 - (イ) 取扱商品等調書
 - (ウ) 納税証明書（県税）
 - (エ) 納税証明書（地方消費税）
 - (オ) 登記簿謄本
 - (カ) 定款（写し）

(5) その他

定められた期限までに全ての書類の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月19日(金) 17時00分までに、e-mail で「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問は、質問票（別紙様式4）により行うものとし、電子メールで提出すること。

件名は「おおいた和牛需要喚起デジタルスタンプラリーに係る質問」とし、担当者の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

また、送信後は、必ず電話にて下記の履行場所に到達確認の連絡を行うこと。

(2) 質問票の提出先及び提出期限

質問方法：電子メール

提出期限：令和8年6月3日（水）17時まで

提出先：9 連絡・問合せ先

(3) 回答

質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請があった者に対し、質問者名を伏せた上で電子メールにより回答する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

ただし、提案競技参加資格確認申請があった者で参加資格が不認定となった者については、不認定の決定以降は送付しない。

5 提案書等の提出等

(1) 提案内容

仕様書並びに審査基準表（別紙）に基づき、仕様書の業務内容をどのような計画、方法、体制等で実行するかについて、また、想定される効果も含めて具体的に提案を行うこと。

専門的知識を有しない者でも、理解しやすいものとする。

(2) 提案書等の提出

提案者は、提案書等を紙媒体で7部、持参又は郵送で提出するものとする。

なお、資料は長辺上下綴じとし、2穴パンチ位置を考慮して印刷すること。また、担当者メールアドレスへe-mailでPDF等データも提出すること。

提出場所：大分県農林水産部 畜産振興課 企画流通班

提出期限：令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

提出書類等：

- ① **表紙** 企業等名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。（様式自由 A4 30）
- ② **企画提案書** 20p 以内で効果的な業務実施にかかる企画・提案をすること（様式・内容自由 A4 30）
- ③ **協力企業一覧表** 本業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業等がある場合は、

当該企業等の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。(様式自由 A4 30)

④ 事業実施体制表

- ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。
- ・仕様書に沿って、契約締結後のスケジュール案を提案すること。(様式自由 A4 30)

⑤ 実績書類 元請けまたは他企業と協働で①デジタルを活用した参加型キャンペーン、またはそれに類する仕組みを伴う事業の企画・運営実績を有すること。②冊子(書籍、広報誌、特集冊子)の企画から編集、デザイン、入稿までを一貫して実施した実績が確認できる書類(写し可)(様式自由 A4 30)

⑥ 見積書 本事業に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。

6 審査及び結果通知

(1) 一次審査

- ・提案競技への参加者が5者以上となった場合は、審査委員会の審査に先立ち、審査委員会事務局にて一次審査を行い、二次審査への参加者を選抜することがある。
- ・一次審査を行った場合は、その結果をすべての参加者に電子メール等で通知する。
なお、一次審査の審査結果は二次審査に影響を及ぼさないものとする。

(2) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

一次審査を実施した場合は一次審査で選定された者、実施しなかった場合は全ての提案競技参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を次のとおり実施する。

ア 実施日程及び場所

実施日時：令和8年6月25日(木)(予定) ※変更する場合あり

実施場所：大分県庁本館又は周辺施設の会議室

※詳細日程及び場所については、対象者に別途通知する

イ 実施方法

- ・5名以内での出席を求めて実施するが、総括業務責任者を中心として説明を行うこと。
- ・内容は、提案書の説明、提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。
- ・時間は、一提案者あたり説明15分、質疑応答15分程度を予定する。ただし提案者数に応じ変更する場合がある。
- ・各提案競技参加者の説明の順番は、原則として、「3 提案競技の参加手続」の提案競技参加資格確認申請書の受付順の逆順とする。

(3) 審査方法

ア 総合的な審査

審査委員会において、審査基準表に基づき、提出書類等を総合的に審査し、得点化する。

イ 委託候補者の選定

- ・審査委員会にて得点数に応じて最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。
- ・総得点と同じであった場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により最優秀提案者を選定する。

ウ 単独応募の場合

提案者が1者の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。

エ 基準不適合の場合

- ・本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて募集を行うものとする。
- ・この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

(4) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

ア 審査結果は、審査会終了後、速やかに、出席した全ての参加者に対して文書により通知するとともに、最優秀提案者を県ホームページで公表する。

イ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、契約候補者との契約が成立しない場合は次点の者を契約候補者とする。

なお、8(1)の失格要件に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。

また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

ウ 審査内容や結果については問い合わせに応じない。

7 契約の締結

(1) 委託候補者の選定後の手続

委託候補者の選定後、提出された提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 委託契約の対象経費

委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とする。

(3) 契約手続

契約の手続は、大分県契約事務規則の規定に基づく。

8 提案競技参加に際しての留意事項

(1) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から外し、若しくは委託候補者の決定を取り消す場合がある。

- ア 審査委員会の委員又は審査手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- イ 本提案競技について不正な利益を得るために連合した場合
- ウ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- エ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- オ 参加希望者が「2 参加資格」に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- カ 本要項の内容に違反すると認められる場合
- キ 参加希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ク 担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合
- ケ その他社会的信用を損なう行為等により、参加希望者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- コ その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

(2) 複数提案の禁止

参加希望者は、当該事業に対して複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 提出期限後の変更・差替・再提出の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。

ア 情報公開

提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。

イ 参加費用の自己負担

提案競技への参加に要する諸費用は、全て提案者の負担とする。

ウ 言語・通貨・単位

本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。

エ 無断使用の禁止

提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。

オ 資料の使用禁止

配布する資料等は、本提案競技応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

9 連絡・問合せ先

提案競技参加資格確認申請書、質問票、提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 畜産振興課 企画流通班

電話 : 097-506-3676

FAX : 097-506-1762

E-mail : a15450@pref.oita.lg.jp